

3月22日(火)
佐那河内村役場新庁舎が開庁しました

えなごらち

PUBLIC INFORMATION SANAGOCHI



【IP電話番号】
村役場代表 5000～5004 / 議会事務局 5005
教育委員会 5006

総務課 679-2113
健康福祉課 679-2971
保育所 679-2217

産業環境課 679-2115
企画政策課 679-2973
建設課 679-2970

議会議務局 679-2152
住民税務課 679-2114
社会福祉協議会 679-2304

※土・日・祝日および夜間
679-2111 IP:5000～5004
【教育委員会】 679-2817 FAX:679-2173

役場共通 FAX:679-2125

人口12,207人(+2)
[男]11,075人(+3) [女]1,132人(-1) [世帯数]950(+2)

人のうごき [令和4年3月31日現在]

施政方針

佐那河内村長 岩城 福治



村行政の推進について

現在、我が国では、少子高齢化や人口減少に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大と、これにともなう経済の停滞などにより、国・地方を問わず、厳しい社会・経済情勢が続いています。

このような状況の中、本村におきましては村民のみなさんのご理解とご協力を賜り、新庁舎の落成という半世紀に一度の記念すべき節目を無事に迎えることができました。

3月22日からは、西ノハナの新庁舎にて業務を開始させていただいており、村民のみなさんのご期待に添えるよう、職員一丸となってより一層、質の高い住民サービスの実現をめざしています。

令和4年度当初予算は、先の2月補正予算とあわせて一体的に編成し、アフターコロナを見据え、感染拡大防止と経済活動活性化を両立した新型コロナウイルス対策を強力に推進していくとともに新庁舎の落成を契機とした新しい村づくりをスタートするためのさまざまな事業を盛り込みました。

新しい村づくりでは、「豊かで」、「穏やかで」、「優しい」佐那河内村をまもるため、村人みんなで地域資源を見直し、掘り起こし、新しい力も取り入れながら、より本質的で創造的な取組みを展開する「さなごうち 次世代へ贈る、新しい光景・ものがたりの創出」を展開していきます。村人のみなさんとともに、未来の子や孫世代に思いを馳せつつ、一歩ずつ着実に歩みを進めていきたいと考えています。

また、この取組にあわせたシンボルマークを制作し、これを旗印にデザインやメッセージなどを統一し、村の「取組み」や「姿勢」を一元的に発

信することで、佐那河内村の存在感や好感度の向上を図っていきます。

千年を超える長い歴史を有し、明治22年（1899年）10月1日の町村制施行から一つの自治体として変わらず存在し続ける徳島県内唯一の村、佐那河内村を次の世代へとしっかりと継承していきます。

加えて、本年度においても令和2年度からスタートした「佐那河内村総合計画（前期）」ならびに「佐那河内村地方創生総合戦略」の施策に沿いながら、豊かな未来に向かってのあらゆる取組みを進めて参ります。

第一「しごと・雇用を創出する」

本村を代表する農産物であるさくらももいちごの「栽培振興プロジェクト」が本格的に始動します。令和5年4月からの「佐那のいちご塾」の開校に向けて、お試し地域おこしや地域おこし協力隊員の採用選考などを進めていきます。

働く場の創出では、嵯峨地区に「新多目的地域交流施設」が完成する予定となっており、サテライトオフィスや事業所の誘致を推進します。加えて、新たに設置したサテライトオフィス等誘致支援事業補助金や創業支援補助金を活用いただき、村内での事業所の設置や創業に向けてチャレンジするみなさんを積極的に支援し、地域の活性化へと繋がります。

また、ふるさと納税では、佐那河内村のPR活動や地域産業の振興とともに、貴重な自主財源の確保に向け、新たな商品の開発や発掘などに努めます。

第二「新しいひとの流れをつくる」

さくらももいちご栽培振興プロジェクトの始動や新多目的地域交流施設の竣工に加え、村民のみなさんの安全安心な通行の確保と佐那河内村の立地条件を高める「国道438号上八万バイパス―瀬工区」や「主要地方道勝浦佐那河内線」の改良工事など、生活基盤の整備を促進します。また、移住・定住の促進に向けては、中尾谷地区の分譲宅地や旧市原医院跡地を活用した若者向け住宅の完成をめざします。

加えて、村内の民泊施設、飲食店などと連携し、観光客の佐那河内村での滞在時間の増加、にぎわいの創出を強く加速させていくため、「大川原観光促進計画」に基づく「場づくり」により、移住・定住の促進や交流人口の拡大など、新たなひとの流れづくりを積極的に推進します。

第三「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」

子育て支援の充実では、県下トップクラス水準の18歳までのはぐくみ医療、子どものインフルエンザ接種費用の無料化など、引き続き、きめ細やかな支援の充実に努めます。

子どもたちが生き生きと学べる特色と魅力ある学校教育の推進では、小学校1年生からの英語教育、タブレットなどのICT機器を活用した先進的、系統的な学習スタイルの深化。また、佐那河内村のさまざまな教育資源から学び、村のために自分に何ができるか考え、実行し、発信するふるさと学習の継続など、9年間を通じた特色と魅力のある小中一貫教育を充実させていきます。

また、社会教育では「**公立図書館の蔵書の充実**」を図りながら、子どもたちの豊かな想像力と柔軟な思考力を涵養するための読書の促進など、一人ひとりに行き届いた子育て環境づくりを推進します。

第四「交流拠点の充実や地域連携などの村づくりを進める」

行政や防災の拠点である新庁舎と「佐那河内村消防センター」が供用開始しました。平時においては、行政サービスの拠点としての機能に加え、村民交流や村民参画の推進拠点として、災害発生時には災害対応の拠点としての役割を果たしていきます。

また、消防センターでは、村民のみなさん念願の「救命救急の24時間体制」の運用が始まりました。重度傷病者の生命の危機を回避する救急救命処置により、救急の現場と医療機関をつなぐ救急救命士が、24時間体制で待機し、村民のみなさんを見守り、日々の暮らしの安全と安心の確保に努めます。

村民のみなさんとともに

あらゆる取組みを通じ、佐那河内村がこれまで千年もの長い時間をかけて培ってきた農村文化や人と人の絆、村の優れた農業など、村の資産をしっかりと次の世代に継承していきます。

これからの千年も、佐那河内村が佐那河内村であり続けられるよう、村民のみなさんとともに取組みを進めていきますので、より一層のご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、新型コロナウイルス感染症第6波は沈静化の傾向にありましたが、さらに感染力の高い新たな派生型BA.2への置き換わりが進みつつあります。村民のみなさんには引き続いての感染症予防対策とともに、ご自身や大切なご家族の生命、そして地域社会・経済を守るための行動をお願いし結びとさせていただきます。

令和4年度 当初予算

総額は43億1,569万円

3月8日から3月18日の間で開かれた村議会第1回定例会で、令和4年度当初予算が承認されました。

本村の財政状況は、人口減少や新型コロナウイルス感染症などの影響により村税の減収が見込まれるなか、高齢化の進行や子育てなどに対応する社会保障経費が引き続き増加することに加え、新型コロナウイルス感染症に対応する経費も継続して見込まれるなど厳しい財政状況が続くと予想されます。

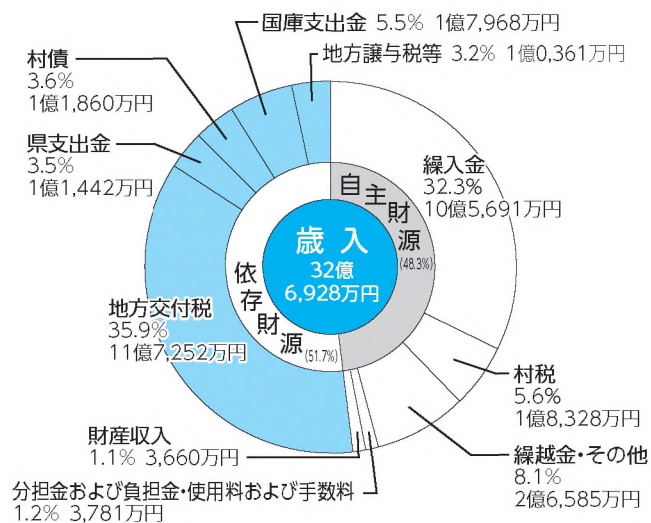
また、新庁舎整備事業などの大型公共事業に取り組んだことにより、今後の財政需要を的確に見込み、将来を見据えた財政運営を行っていく必要があります。予算規模としては、一般的な施策を進める一般会計と一般会計に属する特別会計として宅地造成事業特別会計（会計間の重複額を除く）を合わせた32億6,928万円（前年度比1億808万円・3.4%増）と国民健康保険事業特別会計などの5つの特別会計を合わせた10億4,641万円（前年度比2,496万円・2.4%増）で、これらを合わせた村の予算総額は43億1,569万円となります。



村の財政状況

歳入【※宅地造成事業特別会計含む】

歳入予算構成グラフをご覧ください。



村独自の収入である、村税や繰入金（各種基金【村の貯金】の取り崩し）などの自主財源は15億8,045万円と全体の48.3%となっています。残りの収入は地方交付税、村債、国・県支出金などの依存財源で16億8,883万円となり、51.7%を占めています。

村税については、601万円減と前年度並みになっています。

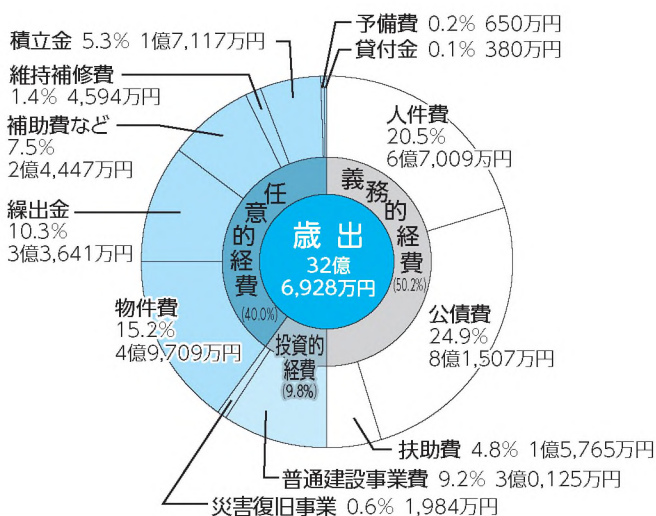
歳入の35.9%を占める地方交付税は、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスが提供できるよう、地方の財政状況に応じ国が一定の基準で交付するお金のことです。本年度は、11億7,252万円を計上しています。

また、村の借金である村債は、1億1,860万円を計上しており、その内訳は臨時財政対策債※として1,800万円、過疎対策事業債として8,820万円などがあります。

※臨時財政対策債とは、国が地方交付税として交付すべき財源が不足した場合に、その穴埋めとして、地方公共団体自らに地方債を発行させる制度です。償還に要する費用は後年度の地方交付税で措置されるため、実質的には地方交付税の代替措置とみて差しさえない地方債のことで。

■歳出【※宅地造成事業特別会計含む】

歳出予算構成グラフをご覧ください。



村議会議員や職員などの人件費、借金返済の経費である公債費、各種福祉事業などの扶助費を合わせた義務的経費は、16億4,281万円となっています。

人件費は前年度比5,850万円増、公債費は前年度比6億5,092万円増、扶助費は前年度比53万円減となり義務的経費全体で7億889万円の増となっています。

道路改良事業や災害復旧事業などの投資的経費は、全体で3億2,109万円を計上しています。

過疎対策事業（道路整備）、社会資本基盤総合交付金事業（橋梁など）、地方創生事業などを予定しています。

任意の経費は、需用費や委託料などの物件費や特別会計への繰出金、各種団体への補助費、維持補修費などで構成されています。

物件費は、新庁舎関連事業完了により1億5,651万円減となっています。

繰出金は前年度比421万円増、補助費は前年度

比1,314万円減となっています。

任意的経費全体では、前年度比1億7,762万円減となり、13億537万円を計上しています。

特別会計では

令和4年度会計別予算の概要

区分	予算額	伸び率(%)
総額	43億1,569万円	3.2
普通会計（一般・宅地造成）	32億6,928万円	3.4
特別会計	10億4,641万円	2.4
国民健康保険事業	3億1,500万円	△ 7.2
簡易水道	1億6,100万円	58.0
農業集落排水事業	1億5,000万円	△ 5.9
介護保険事業	3億7,100万円	△ 0.3
後期高齢者医療	4,941万円	1.0

※伸び率は前年度当初予算対比

特別会計は、特定の事業にかかる保険料や使用料などによってその事業を行うための会計で、お金の流れを分かりやすくするために一般会計と区別しています。

国民健康保険事業特別会計は、医療給付費などが減少傾向にあり、前年度比7.20%減の3億1,500万円を計上しています。

簡易水道特別会計は、前年度比58.0%増（5,910万円増）の1億6,100万円を計上しています。

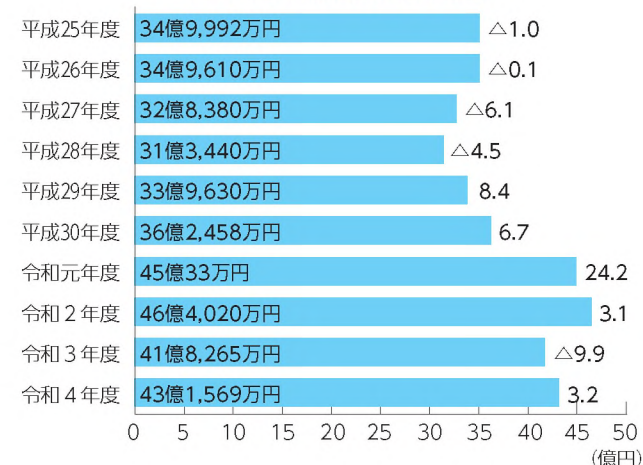
農業集落排水事業特別会計についても前年度比5.9%減（935万円減）と前年並みの1億5,000万円を計上しています。

この2つの地方公営企業会計については、令和6年度までに法適用会計へ移行する業務の予算を本年度より計上しています。

介護保険事業特別会計は、3億7,100万円を計上しています。前年度比0.3%の減となっています。

後期高齢者医療特別会計は、4,941万円を計上しています。前年度比1.0%の増となっています。

10年間の総額推移状況



村民一人あたりに使われるお金				
総務費		民生費		
33万6,868円		22万500円		
土木費	農林水産業費	公債費	教育費	衛生費
14万2,812円	12万3,628円	36万9,312円	9万7,571円	11万6,323円
消防費	議会費	商工費	災害復旧費	予備費
2万9,396円	2万0,912円	9,561円	1万1,490円	2,945円

※令和4年3月31日現在の人口(2,207人)で算出

議会だより

令和4年
第1回(3月)定例会

令和4年第1回定例会は、3月8日開会され、令和4年度各会計当初予算案件7件、令和3年度各会計補正予算案件7件、条例案件12件、人事案件5件、契約案件1件、議員発議5件、請願1件の合わせて38件の審議を行い、原案どおり可決、同意、採択し、3月18日に閉会しました。

現在の取り組み状況・施政方針

佐那河内村長 岩城 福治

新型コロナウイルス感染症対策

村民のみなさまには、引き続き3密の回避、マスクの着用、手洗い、手指消毒など、基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。

ワクチンの追加接種は、徳島西医師会、県看護協会、関係医療機関の全面的な協力の下、3月6日までに全接種対象者の約54%（高齢者は約80%）が接種を完了し、4月中には希望者のほとんどの人への接種が完了する見通しです。

新しいむらづくり

東京をはじめとする都市部は過剰な人口の集中や少子高齢化、人口減少の進行により、また、地方は住民同士の支え合いの体制の弱体化、地域が守り受け継いできた産業の衰退など、今後、地域社会を維持継続していく上で避けることができない深刻な課題に直面しています。しかし本村では他の地域ですでに失われた地域コミュニティが今も脈々と維持され、佐那河内ならでは地域の温かい絆の形成につながっています。これまで受け継がれてきた豊かで穏やかで優しい佐那河内村を守るため、村民みんなで地域資源を見直し、掘り起こし、新しい力も取り入れながら、より本質的で創造的な取組を展開する「さなごうち次世代へ

贈る、新しい光景・ものがたりの創出」の事業を展開します。

具体的には、シビックプライド(村人である誇り)の醸成、村の歴史・伝統文化の保存、村に残る文化資産の披露、村の集いの場の創出・活性化の4つをテーマとして、新たなシンボルマークの制作、村のブランドイメージを高める総合的なデザインの開業、四季折々の景色等の村の魅力写真を写真作品として保存する取組、村の歴史資料等のデジタルアーカイブスの構築、村内外の事業者と連携しての村の魅力発信、佐那河内村というエリア全体の好感度を高める村の景観づくりなど、各テーマに即した事業プログラムを展開します。また、新たに制作したシンボルマークを旗印として、村のデザインやメッセージなどを統一し、村の取組や姿勢を一元的に発信し、佐那河内村の存在感やイメージの向上を図ります。

①しごと・雇用を創出する

さくらもいちごの栽培振興プロジェクトが来年度本格的に始動し、令和5年4月の佐那のいちご塾の開校に向け、作業を体験するお試し地域おこしや地域おこし協力隊員の採用選考などと並行し、高設栽培やスマート農業などの新たな栽培方法の導入に向けた実証実験を実施します。

来年度は、嵯峨地区の多目的地域交流施設の完成と併せ、サテライトオフィスや事業所の設置、村内での創業を積極的に応援するため、村独自の補助制度を創設します。

ふるさと納税のさらなる推進

では、今年度も前年度と同様に1億4千万円を超える見込みです。貴重な自主財源の確保に向け、引き続き新たな商品の開発や発掘、PR活動に努めます。

②新しいひとの流れをつくる

中尾谷地区の分譲宅地や旧市原医院跡地を活用した若者向け住宅が来年度完成を迎えます。若者から子育て世代までの幅広い年齢層の移住希望者の多様なニーズに対応可能な受皿を活用し、移住定住を強力に進めます。

大川原高原は、山々を見渡せる絶景、3万本のアジサイ、豊かな自然を満喫することが可能な、徳島市から最も空に近い場所です。令和3年度はアフターコロナを見据え、本村のすばらしい農産物などを生かし、地元住民や民泊施設、飲食店などと連携し、観光客の滞在時間の増加やにぎわいの創出を強く加速させるため、大川原観光促進計画を策定しました。令和4年度は本村を訪れる人と村の人の関係をつくり、本村へ来ていただくリピーターづくりにつなげるため、“高原で食べる場をつくる”、“高原で学ぶ場をつくる”、“高原で眺める場をつくる”の3方向から、産学官連携による社会実験を実施します。

③若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

子どもたちが生き生きと学べる特色と魅力ある学校教育の推進では、英語教育の一層の充実、タブレットなどのICT機器を活用し、個別最適な学びのため、先進的、系統的な指導を行うとともに、タブレット端末を学校と家庭の双方で有効に活用し、効果的に一人ひとりの力を伸ばす新しい学習スタイルのさらなる深化、また、地域のさまざまな教育資源から学び、村のために自分に何ができるかを考え、実行し、発信するふるさと学習の継続と推進など、9年間を通して先進的かつきめ細やかに子どもを育てる特色と魅力のある小中一貫教育を一層充実進化します。

④交流拠点の充実や地域連携などの

村づくりを進める

新庁舎は、平時は行政サービスの拠点、村民交流や村民参画の推進拠点として、災害発生時においては災害対応の拠点としての役割が期待され、また、消防センターでは来年度から救急救命の24時間体制の運用を開始します。村民のみならずのご期待に応え、日々の暮らしの安全と安心の確保にしっかりと努めます。

昨年度オープンしたジェラート店の効果もあり、多くの人々が来村され、新家をはじめとした村内のさまざまなスポットにおいて相乗効果が現れています。来年度も、新家とJA直売所やファクトリーショップなどの施設や大川原高原などの観光スポットと連携を図りながら、引き続き村の集客力をなお一層高めるための取組を展開します。

● 補正予算案件 ●

議案第4号 令和3年度佐那河内村一般会計補正予算(第10号)について

既定の歳入歳出予算の総額を1億7,471万9千円減額し、予算総額を32億3,128万6千円とし、繰越明許費は、電子機器LAN配線等整備事業、過疎対策事業、消防団詰所整備事業など11事業を令和4年度に実施するための1億7,791万4千円を計上するもの。

議案第5号 令和3年度佐那河内村国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について

既定の歳入歳出予算の総額を175万7千円減額し、予算総額を3億3,765万3千円とするもの。

議案第6号 令和3年度佐那河内村簡易水道特別会計補正予算(第3号)について

既定の歳入歳出予算の総額を708万円減額し、予算総額を1億390万円とするもの。

議案第7号 令和3年度佐那河内村農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について

既定の歳入歳出予算の総額を

770万円減額し、予算総額を1億5,200万円とするもの。

議案第8号 令和3年度佐那河内村介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について

既定の歳入歳出予算の総額を785万円減額し、予算総額を3億8,249万円とするもの。

議案第9号 令和3年度佐那河内村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について

既定の歳入歳出予算の総額を106万円増額し、予算総額を4,546万円とするもの。

議案第10号 令和3年度佐那河内村宅地造成事業特別会計補正予算(第1号)について

既定の歳入歳出予算の総額を5,603万円減額し、予算総額を17万円とするもの。

● 当初予算案件 ●

議案第11号 令和4年度佐那河内村一般会計予算について

歳入歳出予算総額32億2,100万円とし、前年度に比べ7,400万円の増。

歳入で主なものは、村税1億8,328万4千円、地方交付税11億7,252万円、国庫支出金1億7,967万9千円、県支出金1億1,442万4千円、寄附金1億5,501万円、繰入金10億5,691万円など。

歳出で主なものは、総務費8億621万7千円と前年度と比べ3億5,828万千円の減額、民生費4億3,280万円と前年度と比べ658万9千円の減額、農林水産業費2億2,184万円と前年度と比べ1,343万3千円の減額、土木費2億3,751万7千円と前年度と比べ1億6,793万円の減額、教育費1億8,163万円と前年度と比べ287万円の減額、公債費8億1,507万3千円と前年度に比べ6億5,092万4千円の増額など。

議案第12号 令和4年度佐那河内村国民健康保険事業特別会計予算について

歳入歳出予算総額3億1,500万円とし、前年度に比べ2,430万円の減額。

議案第13号 令和4年度佐那河内村簡易水道特別会計予算について

歳入歳出予算総額1億6,100万円とし、前年度に比べ5,910万円の増額。

議案第14号 令和4年度佐那河内村農業集落排水事業特別会計予算について

歳入歳出予算総額1億5,000万円とし、前年度に比べ935万円の減額。

議案第15号 令和4年度佐那河内村介護保険事業特別会計予算について

歳入歳出予算総額3億7,100万円とし、前年度に比べ100万円の減額。

議案第16号 令和4年度佐那河内村後期高齢者医療特別会計予算について

歳入歳出予算総額4,941万円とし、前年度に比べ51万円の増額。

議案第17号 令和4年度佐那河内村宅地造成事業特別会計予算について

歳入歳出予算総額5,828万円とし、前年度に比べ208万円の増額。

● 条例案件 ●

議案第18号 佐那河内村立図書館の設置及び管理に関する条例の制定について

村立図書館の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるもの。

議案第19号 佐那河内村役場庁舎移転に伴う関係条例の整備に関する条例について

役場庁舎の移転に伴い、関係条例の一部改正を行うもの。

議案第20号 佐那河内村手数料徴収条例の一部を改正する条例について

個人番号カードの再交付手数料を廃止するもの。

議案第21号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

特別職の職員で非常勤のものに学校運営協議会委員を加え、報酬額を定めるもの。

議案第22号 佐那河内村がけくずれ防災対策事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について

事業名称を改めるもの。

議案第23号 佐那河内村文化財保護条例の一部を改正する条例について

文化財保護審議会委員の定数を改正するもの。

議案第24号 佐那河内村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

未就学児の被保険者均等割額の減額規定の整備及び資産割額の賦課割合の改正を行うもの。

議案第25号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第26号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第28号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第29号 佐那河内村議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

令和3年度人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に準じ、特別職の職員、職員、会計年度任用職員、議会議員それぞれの期末手当の支給割合を引き下げる改正を行うもの。

議案第27号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

非常勤職員の育児休業、介護休暇等の取得要件の緩和等に係る事項について、国家公務員と同様の改正を行うもの。

●人事案件●

議案第30号 副村長の選任について

地方自治法第162条の規定により副村長選任の同意を得るもの。

(副村長：秋山 孝人)

議案第31号 教育委員会教育長任命について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、村議会の同意を求めるもの。

(教育長：大島 千文)

議案第32号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるもの
(固定資産評価審査委員会委員：

大西 整)

議案第33号 人権擁護委員候補者の推薦について

議案第34号 人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の同意を求めるもの。
(人権擁護委員候補者：平岡都志子、松尾亜佳理)

●契約案件●

議案第35号 R3 過疎上中辺地区村営住宅建築工事請負契約の締結について

上中辺地区において実施する村営住宅建築工事の請負契約の締結について、村議会の議決を求めるもの。

●議員提出議案●

発議第1号 佐那河内村議会委員会条例の一部を改正する条例について

常任委員会委員定数をそれぞれ4人へ、任期を議員の任期と変更し、参考人の出席を求めるための規定を追加するもの。

発議第2号 佐那河内村議会会議規則の一部を改正する規則について

請願書の配付の際に請願文書表を作成、配付する規定を追加し、会議録を議員及び関係者に配付するための規定を追加するもの。

発議第3号 佐那河内村議会傍聴規則の全部を改正する規則について

傍聴席区分、席数、傍聴人が守るべき事項、禁止事項など規則の全部改正を行うもの。

発議第4号 ロシアによるウクライナ侵略に抗議する決議について

ロシアによるウクライナへの侵略に抗議し、即時攻撃停止と、無条件での完全撤退、また、政府に対しては、現地在留邦人の安全確保および一日も早い平和的解決に向け全力を尽くすよう求めるもの。

発議第5号 国立病院の機能強化を求める意見書について

国立病院の機能強化を求める意見書を、地方自治法第99条の規定により提出するもの。

(提出先：内閣総理大臣ほか7件)

一般質問

大岩 和久 議員

1. 文書管理について

質 ①庁舎移転にあたり、今後の文書、書類等の管理、整理および処理は、どのようにされるのか。うかがいたい。

②今後、電子書籍、デジタル化に対応していく必要があると思われる。どのように考えているのか、うかがいたい。

答 ①業務上作成した文書は、役場処務規程に定められた文書区分や期間などの管理ルールに基づき、各課で管理しています。具体的には、庁舎内の書庫および村内の倉庫に保管し、保存期間を過ぎたものから、重要度を勘案しながら処分する文書か、歴史資料として後世に引き継ぐべき文書かを評価選別し、廃棄または永久保存を行っています。

新庁舎業務開始後は、新庁舎内の書庫または村内の倉庫において保管し、これまでと同様に役場処務規程に基づき行います。

②国は自治体DX推進計画（令和2年12月策定）を基に、自治体情報システムの標準化、共通化、行政手続のオンライン化などを重点取組事項として掲げ、全ての自治体において着実に実施がなされるよう、さまざまな施策を進めています。こうし

た動きに伴い、役場窓口の手續に電子申請が導入されるなど、事務処理の在り方が大きく変わっています。

近い将来、行政文書は電子媒体によって作成することが標準となることを見据え、文書管理を電子媒体により行うシステム導入の検討や、電子化を推進するための人材育成、外部人材の活用などを進めたい。

井開 一文 議員

1. コロナ禍における後期高齢者医療制度の見直し等について

質 ①コロナ禍や窓口負担割合の引き上げなどによる受診控え対策を、どのように図るのか。

②村民の健康づくりの取組の強化について。

答 ①コロナ禍の今、国民は心理的、経済的に疲弊し、加えて高齢者への窓口負担の増額により、受診控えや、受診控えによる病気の重症化が懸念されます。村民の声に耳を傾けながら、引き続き見守り活動や相談事業、保健師の訪問などを通して、村民の不安の解消に努めます。

②介護予防事業として、いきいき体操教室、健康料理教室、脳若トレーニング教室、認知症カフェ等を活用し、フレイル予防、認知症予防につなげたい。今後も感染状況等に注視をしながら健康づくりにおける各種事業の取組を行い、健康寿命の延伸に努めます。

森下 嘉文 議員

1. 法定外公共物（赤線・青線）の管理について

質 ①本村として、公図上の赤線、青線をどのように考えているのか。

②青線（水路）の管理をどのようにしているのか。

③赤線（道路）の管理をどのようにしているのか。

④法定外公共物に関する各種申請は、どのようなものがあるのか。

⑤本村として、法定外公共物（水路）への時効取得を考えているのか。

⑥法定外公共物管理の作業手順書等を作成するのか。

答 ①法定外公共物は村の行政財産で、本来の目的の効果が達せられるよう、適切な管理が必要です。

②③占有などの許可、違法行為に対する処分などの機能管理、民地との境界確定や用途廃止・譲渡などの財産管理は村が行い、草刈りや清掃、修繕など通常の維持管理は、地域に密着した道路、水路であることから、地域のみなさまに行っていただくことを原則としています。

④法定外公共物に工作物を設置するなど占有しようとする場合は占有許可申請、隣接する土地の所有者が敷地の境界を明確にする必要性が生じた場合は境界立会の申請があります。そのほか、公図上は道路、水路であっても、現状が道路、水路としての機能がなくなっている場合に隣接する土地の所有者が法定外公共物の購入を希望する場合には、手續を踏んだ上で土地売買契約などを締結する場合があります。

⑤村が管理する行政財産で、あらかじめ時効取得を想定することはありません。

⑥村は、法定外公共物の管理条例、条例施行規則、管理事務マニュアルに基づき管理を行っていて、住民向けの作業手順書等を作成する予定はありません。法定外公共物の管理や各種申請などの情報を、ホームページなどを活用し住民のみなさまへの周知に努めます。

平岡 淳 議員

1. 庁舎建設について

質 ①次の3件について、村長としての責任をどのように考えているのか。

・什器備品納入に際し、多目的地域交流施設に納品・保管のち、新庁舎に搬送することとなったこと。

・新庁舎の玄関部分の一部が設計書

から抜けていたにもかかわらず、不十分な説明のまま補正予算を通過させたこと。

・新庁舎敷地内にバス停を設け通過させる時期が開庁日から半年遅れとなること。

答 ①什器備品の納入の件については、県の建築完了検査事務の進捗状況によって生じたもので、想定が困難な不測の事態として緊急的に対応したものです。

当初設計で積算ができていなかった費用を変更契約で精算すること、また、変更契約に係る議案説明が十分でなかったことについては、今後迅速かつ確実な事務執行が確保されるよう、適切な事務処理を徹底します。

徳島バスの乗り入れの件については、徳島バスとの最終協議の中で、他の路線も含めたダイヤ改正の兼ね合いもあり10月乗り入れとなりました。なお、代替措置として、バスの乗り入れが始まるまでの間、役場にご用のある人で交通手段がなく、役場に訪れることが困難な人には、無料でタクシーを利用できる制度を始めますので、ご利用ください。

2. 本村の医療体制、救急業務の直営および救急救命士の24時間配置について

質 ①医療体制の充実には、莫大な費用がかかると言っていたが、令和元年第3回定例会で「一時的にも無医村の状態は、作らない」と回答したのはなぜか。

②救急業務の直営および救急救命士の24時間配置にかかる予算が議決されていないにもかかわらず、村広報1月号で機関員募集をした理由。

③救急搬送業務委託先に、本年1月まで契約更新をしないことを、伝えなかった理由。

④救急業務の直営および救急救命士の24時間配置は、従来の体制に比して4倍を超える費用が掛かるが、必要性を十分に認識しているのか。

答 ①村内に医療機関がなくなる可能性があることは、かねてから心配をしているところです。今後、対応が必要な課題です。

村が診療所を設置する場合、かなりの費用が発生することから、村民の負担とのバランスも考慮する必要があります。医師の確保や費用面、村民のニーズ等をおうかがいしながら慎重に検討する必要があります。

②新しい救急搬送体制の実施は、議員・村民のみなさまから夜間も救急救命士を配置してほしいとのご要望をいただいております。これまで消防センターの整備を機に実施ができるよう体制整備を進めることを説明させていただきました。令和4年度の業務開始に向けて人員確保を進めているものですので、ご理解ください。

③消防センターの整備を機に、新しい救急搬送体制へ移行することは、数年前から段階を重ね、救急搬送業務委託先と情報共有を行ってきました。その上で、業務委託契約に基づき改めて今年2月に今後の救急搬送体制についてご説明と、これまでのご尽力に対し感謝を申し上げたところです。今後とも誠意をもって対応します。

④消防救急業務は地方公共団体の責務で、村民のみなさまの生命を守り、安心安全を確保するために最大限の努力をしなければなりません。何よりも優先して取り組むべき重要課題と位置づけ、併せてこれらによる財政見通しも十分に踏まえながら取り組みます。

新居 健治 議員

1. 中尾谷地区宅地造成について

質 ①廃棄物の処理状況は。
②前土地所有者と処理業者との関係はどうなのか。
③村の担当者は、どのように関わっているか。
④昨年12月の状況のままだが、今後の対処は。
⑤計画通りに造成の竣工、分譲開始は、出来るのか。

答 ①埋却物の処理は、前土地所有者から施工業者にすでに依頼され、施工業者が関係法令に基づいた適正な方法で処理を行う準備を進めていることを確認しています。

②埋却物を処分場へ搬入するためにはさまざまな手続や検査、搬出作業に向けた事務調整や話し合いなどの準備に時間を要していましたが、搬出準備の見通しもつき、近いうちに搬出作業が進むと聞いています。

③造成工事を円滑に進めるため、埋却物の処理スケジュールやその状況をつぶさに把握しておくことが必要です。また、埋却物が関係法令に基づいた適正な方法で処理されていることを確認することも必要です。こうした理由で、間接的に搬出作業には関わり、その進捗状況の把握に努めています。

④焼却灰は、今月末までに処分場へ搬入する予定です。また、焼却灰以外のコンクリートがら等についても、今後同じ施工業者に処理をしていただく予定が決定していることを確認しています。近いうちに処分が進むものと認識しています。

⑤現在のところ、来年度9月頃の竣工、11月頃から予約分譲開始を目標に進めており、これまでの説明に変更はありません。

2. 来庁者へのワンストップサービスについて

質 ①新庁舎になるが、窓口業務は今まで通りなのか。

②高齢者、障がい者に対応した窓口か。

③職員の配置は、どのように考えているのか。

④今後この事業を推進すべきと思うが、計画はあるのか。

答 ①これまで別々であった各担当課を庁舎の1階に集約するとともに、受付窓口を集約したことにより、主立った用務は階や場所を移動することなく済ませることができます。また、相談室やマイナンバーカード交付スペースを新たに設け、

個人のプライバシーの保護にも配慮するなど、安心して行政サービスを受けられるようにしました。

②老若男女、障がいの有無などを問わず、全ての人にとって利用しやすい施設となるよう、ユニバーサルデザインを積極的に取り入れていきます。そのほか1階にはオストメイトを備え、身体障がい者、お子様連れ、高齢者など、誰もが使用可能な“だれでもトイレ”を設置するなど、誰もが庁舎内の各設備を公平に利用できるよう工夫を凝らし、村民のみなさまが安心して利用できる庁舎を目指しました。

③専任職員を配置するワンストップ窓口は考えていませんが、まずは窓口を訪れた村民のみなさまが移動するのではなく、職員が入れ替わり対応する形で窓口業務のワンストップ化を進めたい。

④ワンストップ窓口の運営は、専任職員の配置やICTの活用、運営方法の改善など、各自治体とも工夫を凝らしながら住民サービスの向上に努めています。

今後、ご提言の趣旨を踏まえながら、村民のみなさまにとってより便利で、より快適な施設となるよう、他市町村の取組を注視しながらしっかりと検討します。

高岡 邦芳 議員

1. 救命救急の24時間体制の導入について

質 ①どのような体制で、いつから開始する予定か。

②24時間体制の導入と合わせた啓発活動の充実を、図ってはどうか。

答 ①かねてより、多くの村民のみなさま、また、議会の場においても、安心安全の確保のため1日も早く24時間体制を導入すべきとの声にお答えするべく、移行に向けて資機材の充実や人員の確保の準備を進めてきました。新しい救急搬送体制は救急隊の3班編制により、各班が24時間勤務を繰り返す3班制で実施します。1班は救急救命士、

救急隊員、機関員からなる4人で構成し、総勢12人体制です。また、24時間体制への移行は4月1日の予定です。

②急病人やけが人が発生した場合、周囲におられる人が適切な応急手当てを行うことにより、救命活動や医療機関での治療の効果向上へとつながることから、少しでも多くの人に、応急手当てや救命措置に関する正しい知識と、技術を習得していただくための啓発活動や講習を実施することは、本村の救命の効果をさらに高めていく上で大変重要です。村民のみなさまが安心して生活できる環境づくりを一層加速します。

加藤 秀数 議員

1. 県道勝浦佐那河内線について

質 ①現在、日ノ浦工区は改良されていますが、今後の見通しについて。

②同じく中分舟戸工区は、現時点ではどのようにされていますか。

③この区間の工事着工は、いつになりますか。

答 ①日ノ浦工区は、県単独の道路局部改良事業として施工されていますが、令和4年度から国費の緊急地方道路整備事業として施工されることが3月の徳島県議会で可決されました。今後、国の補助事業に採択されたことにより優先順位が上がり、予算的にも増額となることが考えられ、事業完了までの期間短縮が期待されます。

②舟戸付近の未改良区間は、起点側は昭和63年度まで施工、終点側は平成4年度末まで施工されて以後は改良工事は施工されていません。道路改良事業は、個人の土地を買収し幅員拡幅等の工事を行うため地権者の協力なしでは事業が進みません。地元の用地協力が得られる見通しがつき次第、県土整備局へ事業採択への要望活動を行うよう進めたい。

③用地協力が得られる見通しが立っていないため、現時点で具体的な時期をお示しすることは困難です。

2. 農業振興について

質 ①現在、コロナの関係で農業が低迷していますが、どのようにとらえていますか。

②今後の対策について、何か考えていますか。

③考えているのなら、どのような対策にしますか。

答 ①農業は飲食の材料となる作物を生産し、売上げとしています。コロナ対人4業種(宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業)の消費活動が回復しない限り、農業の回復は見込めないと考えられます。特に、スタジはつまものであることから、売上げを回復するには料亭をはじめとした飲食業の活性化が不可欠で、コロナ感染者数の急激な増加により、人々の外出などの活動も縮小しています。

村では、この状況が極めて深刻な事態であると受け止め、迅速な対応が必要と考えています。

②③新型コロナウイルス感染症により経済活動に大きな影響を受けた法人および個人事業主に対し、国は事業復活支援金を創設し、県は徳島県事業継続応援金を創設しています。

村の今後の対策として、国や県の事業により給付金を受給していただきたい。また、国や県の経済対策に注視しつつ、その対策に沿った農家の事業継続対応策を考えたい。

現在、村では国の新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受ける法人、個人事業主が対象となる事業復活支援金を受給した法人、個人事業主に、佐那河内村事業者等経営復活支援金を創設しています。今後も国県の経済対策に注視しつつ、その情報提供を農業経営に苦労している農家に対して行います。

3. スマート農業について

質 ①A Iおよびドローンの活用農業を今後、村としての考えを聞かせてください。

②今後、この事を前向きに進める考えはありますか。

答 ①A Iの農業活用は、経験の少ない人でも熟練者であるかのように農作業が可能になるなど、初心者であっても農業に取り組みやすくなることから、村で農業を業としたい初心者に、移住者に有効であると思われます。また、ドローンの農業活用は、農作業の効率化が期待できるなど、いろいろな活用方法が考えられます。

しかしながら、一方では多大な費用が必要であり、作物によってはまだまだ効果検証が不十分なものもあり、またデジタル機器を使いこなす技術も必要となるなどの課題もあり、これらを克服していく取組が重要です。

村としては、全国の導入実績や採用例を参考にしながら積極的に取り組みたい。

②現在、さくらももいちご栽培振興プロジェクトでさくらももいちごを土耕栽培から高設栽培にシフトするための実証実験を行っています。あわせて、スマート農業の導入も、県、JA徳島市、ももいちご部会等が中心となって検討し、村も支援しています。

これからのスマート農業の展開については、さくらももいちご部会の動向を注視しながら、さらにスマート農業の最新技術の動向を見定めつつ、慎重かつ大胆に本村の実情に応じたスマート農業の導入を推進していきたい。



議会行事出席報告

() 場所・() 出席者

3月1日 徳島県町村議会議長会定期総会〈徳島グランヴィリオホテル〉(石本議長)

勝名地区町村議会議長会定期総会〈自治会館〉(石本議長)

3日 議員協議会〈議会事務局〉(全議員)

全員協議会〈役場〉(全議員)

8日 第1回佐那河内村議会定例会 開会・議案審議〈役場議場ほか〉(全議員)

9日～10日 議案審議〈議会事務局〉(全議員)

11日 佐那河内中学校卒業式〈小中学校〉(全議員)

13日 新庁舎落成記念式典〈村民体育館〉(全議員)

名誉村民山根玉峰翁之像除幕式〈役場〉(石本議長)

16日 第1回佐那河内村議会定例会 一般質問〈役場議場〉(全議員)

17日 佐那河内小学校卒業式〈小中学校〉(石本議長)

18日 第1回佐那河内村議会定例会 表決・閉会〈役場議場〉(全議員)

22日 さなごうち新ものがたり創出事業第2回歴史等学術部会〈役場〉(大岩議員・井開議員)

23日 例月出納検査〈監査室〉(服部監査委員・井開監査委員)

25日 戦没者追悼献花式〈村民ホール〉(全議員)

28日 小松島市外三町村衛生組合総会〈衛生組合〉(石本議長・加藤議員)

3/4
(金)

新生活への決意新たに
～令和4年度2人が自衛隊に入隊～

自衛隊家族会佐那河内村支部主催で、村役場において自衛隊入隊激励会が行われ、木下千尋さん(戒浦)が航空自衛隊航空学生に、森本美柚さん(西ノハナ)が航空自衛隊一般曹候補生として入隊されます。会では、激励の言葉や記念品が贈られました。木下さんは、「きつく、苦しいことにも耐えていけるように覚悟を持って頑張りたい。」森本さんは、「妹も自衛隊に入隊していて、ともに国土・国民を守るために頑張りたい。」と述べられ、それぞれ新生活に意気込みを見せました。



▲左3番目から、木下さん、森本さん

3/7
(月)

小学校卒業生にイスを寄贈 ～村消費者協会～

令和3年度の小学校卒業生に、消費者協会の会員から牛乳パックをリサイクルして作ったイスがプレゼントされました。

贈られたイスには、「ごみを資源に 心こそ大切なれ」のメッセージが込められています。思いを胸に、大切に使用してほしいと思います。



3/8
(火)

県防災ヘリ「うずしお」に出動要請 新庁舎のヘリポート訓練で

佐那河内村役場新庁舎において、徳島県消防防災航空隊との連携による救急搬送訓練を実施しました。

この訓練の目的は新庁舎移転に伴い新設された村役場ヘリポートを使用した救急搬送訓練を実施し、防災ヘリとの連携、救急救助技術の向上を図ることです。



訓練は役場新庁舎周辺の国道で歩行者が車両にはねられ、頭部から出血し意識不明の重体に陥ったとの想定で実施しました。村職員から民間の救急患者搬送車隊に通報し、現地で村の救急救命士と合流したほか、県消防防災ヘリ「うずしお」に出動を要請しました。救急患者搬送車に負傷者役の人を乗せて、村役場ヘリポートで待機した後、ヘリ到着後迅速に収容し離陸しました。

訓練終了後には村役場ヘリポートで徳島県消防防災航空隊、徳島県中央警察署佐那河内駐在所にご協力をいただき、「防災ヘリ」、「水素パトカー」、「ポンプ車」などの見学、説明会を開催しました。



3/9
(水)

佐那河内小学校5年生が 6年生を送る会

5年生主催で6年生を送る会をしました。
今年度もコロナ禍のため、みんなで集まることはできませんでしたが、感染予防対策をとっての会で、心温まる会になりました。今年度は、思い出の詰まった各学年の教室や音楽室、体育館に6年生が順に回って行きました。それぞれの場所で、在校生による6年生へのメッセージや出し物などさまざまな方法で6年生の卒業を祝いました。どの場所でも、6年生への感謝やお祝いの気持ちがあふれていました。他学年の様子はWeb会議システムを用いて観覧しました。

17日(木)には卒業式が行われ、小学校の思い出と、新たなステージへの期待を胸に14人は卒業していきました。



3/12
(土)

プログラミングワークショップ開催 本村起業の山本さんが講師を



本村で起業し、システム開発などを行っている合同会社Li-Senseの山本良さんを講師とし、「プログラミングの基礎を学びながら、数当てゲームを作成しよう」をテーマにプログラミングワークショップを実施しました。

小学校6年生～中学校3年生を対象に、新型コロナウイルス感染症対策を行い少人数制で開催したところ、5人の小中学生にご参加いただきました。

プログラミングのコード入力は途中難しく感じる時もあったと思いますが、みなさんはひとつずつ課題をクリアしながら取り組んでいました。ご参加ありがとうございました。

3/13
(日)

本村にアトリエを持つ鈴木さんから 絵画「なつのひ」を寄贈

佐那河内村にアトリエを持ち、県内外で活躍されている画家の鈴木良治さんが、新庁舎落成を記念して、絵画を寄贈していただきました。

鈴木さんは作品を制作するにあたり、「最初はそうめんを主題にして、その中に佐那河内村の夏のイメージであるすだちに、さくらももいちごを追加しました。佐那河内村のにぎやかさや空気感をそうめんの中に描きました。」と語られました。

寄贈された絵画は、新庁舎1階の多目的スペースに展示しています。役場に来庁された際は、ぜひご覧ください。



▲作品「なつのひ」

3/13
(日)

松山油脂株式会社より 企業版ふるさと納税を寄附

村では、昨年度に引き続き、企業版ふるさと納税を活用した「佐那河内村まち・ひと・しごと創生事業」への寄附を「山神果樹薬草園」を運営する松山油脂株式会社（本社：東京都墨田区）よりいただきました。

松山油脂株式会社 松山剛己社長からは、「佐那河内村が次の世代に続く豊かな里山であってほしいです。この寄附金は、景観を害する看板や不法投棄を規制する環境保全に役立てていただきたいです」と話されました。

いただいた寄附金は村のさらなる発展のために有効に活用させていただきます。ご寄附ありがとうございました。



3/13
(日)

果実・立木の優秀者を表彰 佐那河内農業振興協議会

新庁舎議場兼村民ホールにおいて、佐那河内農業振興協議会表彰式を行いました。

ふれあいまつりの中止を受け、審査の終了していた露地すだち果実、ハウスすだち立木およびキウイフルーツ立木について、表彰を行いました。

受賞されたみなさん、おめでとうございます。

受賞者一覧（敬称略）

賞		部 門	氏 名
佐那河内村長賞	最優秀賞	露地すだち果実審査	大沼奈津代
佐那河内村長賞	優 秀 賞	露地すだち果実審査	青木 勝茂
佐那河内村長賞	優 秀 賞	露地すだち果実審査	北山 勝敏
佐那河内村長賞	優 秀 賞	露地すだち果実審査	森下 嘉文
佐那河内村長賞	優 秀 賞	露地すだち果実審査	加藤 秀数
佐那河内農業振興協議会長賞	最優秀賞	ハウスすだち立木審査	森脇 昌之
佐那河内農業振興協議会長賞	優 秀 賞	ハウスすだち立木審査	安喜 正道
佐那河内農業振興協議会長賞	優 秀 賞	ハウスすだち立木審査	長濱 徳一
佐那河内農業振興協議会長賞	優 秀 賞	キウイフルーツ立木審査	佐野 勝敏
佐那河内農業振興協議会長賞	優 秀 賞	キウイフルーツ立木審査	東野 弘之



露地すだちの部 最優秀賞 大沼奈津代さん（代理 千田 英二さん）



ハウスすだちの部 最優秀賞 森脇 昌之さん

役場新庁舎情報

■ 新庁舎落成式開催

令和4年3月13日(日)、新庁舎落成式が開催されました。



当日は、新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、密集を避けるため会場をふたつに分けて行われました。サテライト会場（議場兼村民ホール）では、村民体育館で行われる式典の映像・音声が、新庁舎の設備を使用して放映されました。



式典に先立ち、中畑・蝮塚・奥野々獅子保存会による獅子舞が披露されました。



式典では、飯泉嘉門徳島県知事をはじめ、たくさんの方の来賓のみなさまにご出席いただきました。



庁舎建設にご尽力いただいた株式会社島谷建設、株式会社宮建築設計、株式会社橘建築設計事務所に感謝状の贈呈が行われました。

式典終了後、新庁舎の正面玄関前でテープカットが行われました。

○左から影治信良徳島県町村会長、三木亨参議院議員、仁木博文衆議院議員、岩城福治村長、飯泉嘉門徳島県知事、吉田知代衆議院議員、内藤佐和子徳島市長、石本哲也佐那河内村議会議長。



■ 名誉村民山根玉峰翁之像除幕式



佐那河内村名誉村民山根玉峰先生の功績をたたえ、制作された胸像の除幕式が行われました。

式典には、山根玉峰先生のご親族の山根孝一様にご出席をいただきました。

○写真（左下）右から2人目が山根孝一様、右端が胸像制作者の松永勉徳島県美術家協会会長。

■ 新庁舎落成記念一般表彰

新庁舎落成にあたり、長年各分野でご尽力をいただいたみなさまに表彰を行いました。表彰状を授与されたみなさま、おめでとうございます。

被表彰者名 (敬称略)

教育 功 労	橘 只行
社会福祉功労	森 利明
社会福祉功労	日下 俊夫
産 業 功 労	中井 清文
産 業 功 労	森脇 昌之
産 業 功 労	中河 要
産 業 功 労	長尾 信一
産 業 功 労	森本 貞夫
産 業 功 労	加藤 秀数
産 業 功 労	長尾 久代
産 業 功 労	千田 英二
その他功労	内藤 昭文
その他功労	秦 忠義
その他功労	天一神社神楽保存会
その他功労	中畑・蝮塚・奥野々獅子保存会

■ 記念品の配布について

新庁舎落成を記念し、村内の全世帯に記念品を配布します。常会に加入されている世帯には常会を通してお配りしています。

常会に加入されていない世帯には、役場総務課で配布しますので、受け取りにお越しく下さい。

配布時間：平日 8：30～17：15

配 布 物：記念タオル 新庁舎パンフレット
CIパンフレット

■ 新庁舎駐車場の利用について

新庁舎にお越しの際は、「来客用」と表示されている駐車場をご利用ください。

また、高齢の人や歩行が不自由な人は「身体障害者専用駐車場（思いやり駐車場）」をご利用ください。



お気軽にお越しください。

村役場 課の配置

(令和4年4月1日)

南出入口
▼

カ
ウ
ン
タ
ー

村役場1階

産業環境課 ☎679-2115

課長 佐河 敦

課長補佐	安富 圭司	事務主任	近藤 祥平 <small>県(消費者庁)派遣</small>
課長補佐	日下 洋志		
主 査	岩野 高大	主 事	岡野 智子
事務主任	小松 真也	主 事	湯村 剛弘
事務主任	池上美紗子		

健康福祉課 ☎679-2971

課長 青木 和代

課長補佐	住友 桂子	事務主任	森本 直人
課長補佐	佐藤 享恵	主 事	小倉 郁
係 長	池端 住奈		<small>県後期高齢者医療広域連合派遣</small>
事務主任	栗原 美幸	主 事 補	後東 駿介
保 健 師	西河 浩司		

住民税務課 ☎679-2114

課長 橘 孝治

課長補佐	角田 寛子	事務主任	竹内有喜子
主 査	尾山 智美	主 事	多田 真人
係 長	西原 克矩	主 事 補	谷泉ちづる

廊



出納室 ☎679-2972

会計管理者
東條 浩文

課長補佐 西村 一義

▲
正面(北)玄関

農振センター1階

社会福祉協議会

☎679-2304

事務局長

秋山 孝人

事務主任 宮前 真理

主事補 中井 智美

村役場2階

一般財団法人 さなごうち

☎636-4030

副村長
秋山 孝人

村長室
☎679-2137

村長
岩城 福治

総務課 ☎679-2113

課長 太尾 勝利

主査	森河 健	事務主任	森 拓也
主査	松田 大悟	事務主任	福本 貴司
主査	瀧倉 裕介	主事	守屋 心

企画政策課 ☎679-2973

課長 上野 浩嗣

課長補佐	谷 慎也	係長(再任用)	山本 利也
主査	森 貴浩	主事補	岩野 敦美

(一財)さなごうち派遣

建設課 ☎679-2970

課長 山岡 忍

課長補佐	仲 弘志	技師	板東 一敬
課長補佐	梶本 佳史		

カ
ウ
ン
タ
ー

保育所
☎679-2217

保育所長(再任用)

梯 卓義

主任保育士	吉田 真希
主任保育士	小畑 真代
保育士	上野 友里
保育士	山岡 麻姫
保育士	江川 仁美
保育士	瀧本 芹奈

下

教育長室

教育長
大島 千文

教育委員会事務局 ☎679-2817

教育次長

橘 公司

事務主任	上岡 織恵
技師	丸橋 俊彦
主事補	坂本 嵐

学校給食センター ☎679-2317
調理員 笠井 充代

議会事務局
☎679-2152

事務局長
下岡 徹

職員人事異動

(令和4年4月1日付)

【異動】

(所属名)	(職名)	(氏名)	(旧)
企画政策課	課長	上野 浩嗣	企画政策課 産業環境課(兼務) 課長補佐((一財)さなごうち派遣)
企画政策課	主査((一財)さなごうち派遣)	森 貴浩	企画政策課 主査
保育所	保育所長(再任用職員)	梯 卓義	産業環境課 係長(再任用職員)
健康福祉課	主事(徳島県後期高齢者医療広域連合派遣)	小倉 郁	住民税務課 主事補
住民税務課	主事補(新規採用職員)	谷泉ちづる	

【昇任】

住民税務課	課長補佐	角田 寛子	住民税務課 主査
住民税務課	係長	西原 克矩	住民税務課 事務主任
健康福祉課	係長	池端 佳奈	健康福祉課 事務主任
健康福祉課	事務主任	森本 直人	健康福祉課 主事
住民税務課	主事	多田 真人	住民税務課 主事補

【退職】(令和4年3月31日付)

(氏名)	(所属名・職名)
小原 広行	副村長
松下 敦子	保育所 保育所長



【新規採用】

谷泉ちづる
住民税務課
主事補



副村長の就任について

4月1日 副村長に秋山 孝人さんが就任しました。
任期は令和4年4月1日から令和8年3月31日になります。



教育長の再任について

4月1日 教育長に大島 千文さんが再任しました。
任期は令和4年4月1日から令和7年3月31日になります。



住宅のリフォーム補助申請を 先着順で受け付けます。

平成23年度から村民の住宅環境の向上と、経済危機対策として村内産業の雇用創出を図るため、村内の施工業者を利用した、現在居住している個人住宅などの修繕、補修、増築（床面積10㎡以内）工事などのリフォーム工事に補助金を交付する、佐那河内村住宅リフォーム補助金交付要綱を定めています。

今年度は、当初予算300万円の範囲内で、1件につき最高30万円の補助金を書類が調った先着者から交付します。

1. 補助金交付対象

- 佐那河内村に住民登録または外国人登録を有する人で、村内に引き続き1年以上居住していること。
- 補助を受けようとする人は、当該改修工事について村の他の規程による補助を受けていない、または受けようとしなかったものであること。
- 本人および同一世帯員が、村税を滞納していない人であること。
- 改修を行う施工業者が、村内に主たる事業所を有する法人または村内に住民登録している個人事業者

2. 補助対象住宅

補助の対象となる住宅は、現在居住している村内に存する個人住宅または併用住宅の個人住宅部分もしくは集合住宅の占有部分とする。

3. 対象工事

施工業者が佐那河内村内であり工事費（税抜）が20万円以上で、令和5年3月31日までに完了できる工事（申し込み時点で工事着手済みおよび工事完了済み物件は対象外）補助対象住宅は自ら所有し、住んでいる村内の住宅（集合住宅は専有部分のみ対象）

4. 補助金額

工事費（税抜）が20万円以上の改修工事で、補助対象工事に要する費用が20万円から100万円の場合は、20パーセントに相当する額（千円未満切り捨て）、補助対象工事に要する費用が100万円を超える場合は、40パーセントに相当する額より20万円を引いた額（千円未満切り捨て）の補助を行うものとする。ただし、当該補助金の額が30万円を超えるときは、30万円とする。

5. 申請書類など

佐那河内村住宅リフォーム補助金交付要綱および佐那河内村住宅リフォーム補助金交付申請書等必要書類は建設課にありますので、必要事項を記入のうえ、提出してください。

この補助金に関して詳しいことは、建設課住宅担当までお問い合わせください。

木造住宅耐震化促進事業のご案内



近い将来起こると予想される南海トラフの巨大地震に備え、木造住宅の耐震化を進めるために耐震診断、改修工事などに助成します。また、耐震診断の結果、評点が1.0未満と判定された住宅について簡易な補強計画に要する経費を新たに新設しました。

耐震改修などを検討・実施していただき、耐震性の向上を図ることにつなげていくことが、この事業の目的です。

木造住宅耐震診断支援事業

- **補助要件診断対象となる建物**（佐那河内村内の次の要件をすべて満たす木造住宅）
 - 1) 平成12年5月31日以前に着工された木造住宅（併用住宅、共同住宅、長屋、借家も対象です）
 - 2) 在来軸組工法、伝統工法および枠組壁工法により建築された住宅
 - 3) 現在、居住している住宅または、村長が移住推進に資するものと認める木造住宅に移住するもの
 - **受付戸数** …… 5戸（先着順）
 - **自己負担金** …… 3,000円（建物1戸当たり）
- ※徳島県に登録している耐震診断員（建築士）が訪問し、2時間程度、内部や周辺の調査を行います。

木造住宅耐震補強計画事業

- **対象となる住宅** 実施した耐震診断で評点が1.0未満と判定された住宅
 - **事業内容** 耐震性を向上させる補強方法および概算工事費などの提案を行う、簡易な補強計画
 - **受付戸数** 5戸（先着順）
 - **自己負担金** 無料（建物1戸あたり）
- 耐震診断支援事業申込み時点で、補強計画事業も行えるようになりました。昨年度までに耐震診断支援事業を受けられた人も無料で補強計画を行えます。

耐震診断結果をうけ改修工事などを行いたい場合

木造住宅耐震改修支援事業

- **補助要件**
 - 1) 平成12年5月31日以前に着工された木造住宅
 - 2) 実施した耐震診断で、評点が1.0未満と診断されたもの
- **補助対象工事**
 - 1) 家具の固定（必須）高さ1.5m以上の固定されていない家具について全てを固定する工事
 - 2) 改修後の評点を1.0以上とする耐震改修工事
 - 3) 感震ブレーカ（分電盤タイプに限る）を設置しなければならない
- **受付戸数** 3戸（先着順）
- **補助額** 補助対象経費の4/5以下で上限130万円千円未満切り捨て

施工例



筋交いや金物、火打ちで強化

家全体を改修したい



耐震化と
合わせて
ICT、AI化
工事を実施



スマート化支援事業

●補助要件

耐震改修支援事業または耐震シェルター設置支援事業と併せて行う。

●補助対象工事

ICT や AI を活用した設備を設置するスマート化工事
(例) 見守り機能付きトイレの設置/見守りセンサーの設置/地震計の設置

ICT や AI 工事に併せて省エネルギー化工事やバリアフリー化工事などのリフォームも対象にすることができます。

●受付戸数 2戸

●補助額

補助対象経費の2/3以下で上限30万円(千円単位切り捨て)

地震は怖いけどおおがかりな耐震化はすぐにはできない



耐震シェルター設置支援事業

●補助要件

- 1) 平成12年5月31日以前に着工された木造住宅
- 2) 実施した耐震診断で、評点が1.0未満と診断されたもの

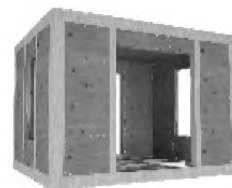
●補助対象工事

- 1) 家具の固定(必須)
高さ1.5m以上の固定されていない家具について全てを固定する工事
- 2) 耐震シェルターの設置
- 3) 工事中の写真の提供等モニターとしての協力

●受付戸数 1戸

●補助額 補助対象経費4/5以下で上限80万

施工例



思い切って
建替えたい



住宅の住替え支援事業

●補助要件

- 1) 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅
- 2) 実施した耐震診断で、評点が0.7未満と診断されたもの
- 3) 現在居住している住宅

●補助対象工事

住宅の建替えまたは他所(村内)へ住み替えるために住宅の全てを除去する工事

●受付戸数 1戸

●補助額 補助対象経費2/5以下で上限30万円



※耐震改修工事などは、県の登録施工者が施工するものに限ります。

木造住宅耐震化促進事業のお申し込みは、申請書、添付書類を添えて

4月15日(金)～12月28日(水)まで

(申込先着順)

● 申込書、申込先 建設課 住宅担当 ●

空き家付きの小さな農地が 売買できるようになりました

4月1日から「佐那河内村の農地の別段面積（下限面積）取扱基準」が施行されました。

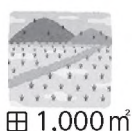
佐那河内村では、農地の売り買いをする場合、農地の購入者がその購入分の農地と合わせて4,000㎡以上の農地の権利を持っていないと農地の売り買いをすることができません。

ですが、この取扱基準が施行されたことで、**空き家といっしょに農地を売り買いする場合は**、所定の手続きを行い農業委員会の許可を得ることで、空き家の購入者が4,000㎡の農地の権利を持っていなくても農地を売り買いできるようになりました。

転居や移住を考えている人などに、お家といっしょに農地も売りたいと考えている人は、村農業委員会までご相談ください。

たとえば…

NG



田 1,000㎡



非農家

1,000㎡の田んぼだけ売りたい…

OK



空き家

田 1,000㎡



非農家

空き家と1,000㎡の田んぼをいっしょに売りたい…

電牧機購入補助金について

佐那河内村では、野生鳥獣による農作物被害の防止のため、次のとおり補助金を交付します。希望者は、交付申請書に必要事項を記入し、企画政策課まで申請してください。

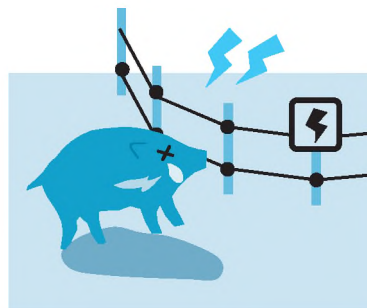
交付対象経費：電気柵設置に要する電牧機本体（支柱、電線などは対象外）

補助金額：33,000円以内／電牧機1台（予算の範囲内で交付）

補助対象者：①～④をすべて満たす人

- ①本村村民
- ②農業従事者
- ③電気柵を設置する対象農地が1a以上
- ④おおむね10年以上使用すること

電気柵使用上の注意：安全に十分気をつけご利用ください。
電気柵に草が触れると漏電するので、定期的に草刈りや点検を行ってください。



徳島県後期高齢者医療制度 保険料のお知らせ

令和4年度・令和5年度の保険料を算出する保険料率が決まりました。保険料率は2年ごとに見直すこととなっていて、令和4年度および令和5年度は次のとおりです。

また、下記の計算方法で算出された保険料は、所得の低い人および被用者保険（国保・国保組合以外の健康保険）の被扶養者であった人は、軽減制度があります。

なお、制度の見直しや政令・条例改正により、令和4年度から保険料の上限額についても見直しが行われています。

被保険者のみなさまに納めていただく保険料は、公費や現役世代の支援金とともに大切な財源となります。被保険者のみなさまには、ご負担をおかけしますが、何とぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。



保険料の計算方法（令和4年度・令和5年度）

保険料 = 均等割額 + 所得割額

※100円未満切捨て、上限額66万円（令和3年度：64万円）

均等割額 56,044円

○被保険者が等しく負担

所得割額

〔基礎控除（43万円）後の総所得金額等〕
×
所得割率 10.47%

○被保険者の所得に応じて負担

保険料の軽減（令和4年度）

均等割額の軽減 世帯主と世帯の被保険者の所得額の合計に応じて、均等割額が軽減されます。

世帯の所得額の合計	均等割額の軽減割合
43万円 + 「10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1)」以下	7割
43万円 + 「28万5,000円 × 世帯の被保険者数」 + 「10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1)」以下	5割
43万円 + 「52万円 × 世帯の被保険者数」 + 「10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1)」以下	2割

被用者保険の被扶養者であった場合の軽減

後期高齢者医療制度加入の前日まで、国保・国保組合以外の健康保険の被扶養者であった人は、所得割額の負担がなく、後期高齢者医療制度の被保険者になってから2年の間、均等割額が5割軽減されます。ただし、上記の7割軽減に該当する場合は、該当する軽減割合が適用されます。

被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する被保険者均等割軽減 (後期高齢者医療制度の被保険者になってから2年の間)	均等割額の軽減割合
	5割

保険料のお支払い	令和4年度の保険料が年金から差し引かれる人は、4月分から8月分までの年金については、前年の所得が確定していないため、仮に算定した保険料額をお支払いいただけます。 前年の所得確定後、8月に保険料額の決定を行い、確定した年間保険料額から仮算定分を差し引いた額を10月分以降の年金からお支払いいただけます。 また、4月分の年金から差し引かれていない人は、8月に保険料額と納付方法を記載した通知をお送りします。詳しくは、住民税務課にお問い合わせください。
-----------------	---

入院したときの食事代などについて	同一世帯の全員が住民税非課税の人で、入院や高額な外来診療を受けるときに医療機関などの窓口でオンライン資格確認ができない人については、従来どおり「限度額適用・標準負担額減額認定証」を病院の窓口で提示することで、医療機関ごとに医療費および食事代の自己負担限度額が減額されます。認定証が必要な人は、健康福祉課に申請してください。 また、認定証の適用区分が「区分Ⅱ」に該当する人の食事代は、負担区分が区分Ⅱの判定期間内の入院日数が90日を超えるとさらに減額されますので、再度健康福祉課に入院日数の届出を行ってください。 ※申請月よりもさかのぼっての適用はできませんので、90日を超えた場合は速やかに申請してください。
-------------------------	--

お問い合わせ ● 徳島県後期高齢者医療広域連合事務局事業課 電話677-3666
〒771-0135 徳島市川内町平石若松78番地 1 HP ▶ <https://www.koukikourei-tokushima.jp/>
または 役場各担当まで ◆ 保険料のこと…住民税務課 ◆ 保険料以外のこと…健康福祉課



役場窓口からの お知らせとお願い

	日	月	火	水	木	金	土
4月		25	26	27	28	29 昭和の日	30 週休日
5月	1 週休日	2	3 憲法記念日	4 みどりの日	5 こどもの日	6	7 週休日
	8 週休日	9	10	11	12	13	

春の大型連休中の週休日および祝日については、戸籍・住民票・印鑑証明・税証明など各種証明書は発行できません。また、転入・転出など住民異動届の受付もできません。

なお、戸籍の届出は、閉庁日や業務時間外であっても、宿日直が受付します。ただし、閉庁期間は届書の審査ができないため、開庁日に補記・修正をお願いすることがありますので、閉庁期間中に、婚姻届・養子縁組届など、戸籍届書の提出を予定されている人は、できましたらあらかじめ住民税務課戸籍係にご相談ください。

徳島ファミリー・サポート・センターからお知らせ

出張登録会を 開催します

日時● 4月19日(火) 10時から12時まで

場所● 農業振興センター2階 大和室 (乳幼児相談会場)

●ファミリー・サポート・センターって？

ファミリー・サポート・センターは、子育てのお手伝いをしてほしい人(依頼者)とお手伝いをしたい人(提供者)を当センターが橋渡しして、子どものお世話を一時的に有料で応援し合う相互支援組織です。

ご利用にあたっては、依頼者・提供者ともに**会員登録が必要**になります。興味・関心のある人は今回の出張登録会にお越しいただき、お気軽にご相談ください。



●ファミサポはこんな支援をおこなっています

- ・保育所への送り迎えやその後の預かりなど
- ・学童保育のお迎えやその後の預かりなど
- ・学校行事、冠婚葬祭などのときの預かりなど

子育て応援団

徳島ファミリー・サポート・センター

〒770-0942 徳島市昭和町3丁目35-1
わーくびあ徳島4F

電話611-1551

健康づくりの会

ヘルスマイト募集



健康づくりの会(佐那河内村食生活改善推進協議会)では、『私たちの健康は私たちの手で』をモットーに楽しく活動しています。

- 年に8回料理実習(栄養士による指導)と学習
※現在調理実習はお休みしています。
- 一人暮らしの高齢者の昼食会
- 保育所・小学校・中学校への食育活動など

健康づくりの会に入って一緒にお料理しませんか？
詳しくは、健康福祉課健康づくりの会事務局まで、
お気軽にお問い合わせください。



事務局●健康福祉課

新型コロナウイルスワクチン接種について

現在の佐那河内村新型コロナウイルスワクチン接種についてご案内します。なお、追加（3回目）接種について、令和4年3月25日付け厚生労働大臣の指示により今後流行する変異株の状況やワクチンの有効性・安全性に関する知見などから総合的に判断され、12歳から17歳の人、ファイザー社ワクチンを使用した追加接種を受けられるようになりました。

追加（3回目）接種について

対象者	12歳以上
接種間隔	2回目接種完了から6か月経過後
接種方法	①個別接種 ※医療機関や予約枠については次のコールセンターへお問い合わせのうえ、ご確認ください。 また、接種日時はご希望に添えない場合がありますのでご了承ください。 【予約先】佐那河内村新型コロナウイルスワクチン予約・相談センター 677-8800〔受付：8：45～17：15（土日祝含）〕
	②徳島県が実施する集団接種 【予約先】徳島県コールセンター 0120-567-571〔受付：8：30～20：00（土日祝含）〕 ※追加接種用の接種券をお持ちの18歳以上に限られます。 詳細については県ホームページをご確認ください。
持ち物	・接種券一体型予診票と予防接種済証（個別で郵送しているA3用紙） ・本人確認書類（運転免許証・健康保険証など） ・お薬手帳（お持ちの人のみ）


初回（1・2回目）接種について

対象者	12歳以上
接種間隔	通常、ファイザー社製の場合は3週間、武田/モデルナ社製の場合は4週間の間隔を空けて2回接種します。1回目と2回目は必ず同じ種類のワクチンを接種してください。
接種方法	現在は個別接種のみのご案内となっています。 接種を希望される人は個別で対応させていただいていますので、健康福祉課までお問い合わせください。

小児接種について

接種対象	接種日時点で5～11歳の人
接種回数	2回（2回目は通常、3週間の間隔を空けて実施します。）
接種方法	住所地にかかわらず県内の「新型コロナワクチン小児接種医療機関」で接種を受けられます。詳細は次のウェブサイトをご確認ください。 なお、接種には予約が必要となります。徳島県が運営するウェブサイトまたはコールセンターからお申し込みしてください。

ウェブサイト



URL
<https://tokushima-shoni-vaccine.resv.jp/>

コールセンター

0120-003-820

受付時間/8:30～20:00（土日祝含む）

令和4年度 がん検診および特定健診のお知らせ

令和4年度のがん検診と特定健診を次の日程で実施します。受診をご希望される人は、事前予約が必要です。各検診日程の申し込み期限までに、健康福祉課保健衛生係までお申し込みください。ぜひ、この機会に受診してください。

●がん検診日程および場所（集団健診）

検診日程	検診場所	受付時間
令和4年6月4日(土) 【申し込み期限：5月13日(金)】	公益財団法人 とくしま未来健康づくり機構	8:00～10:00 ※この時間の範囲内で個人毎に 受付時間をご案内します。
令和4年7月2日(土) 【申し込み期限：6月10日(金)】	公益財団法人 とくしま未来健康づくり機構	8:00～10:00 ※この時間の範囲内で個人毎に 受付時間をご案内します。
令和4年8月6日(土) 【申し込み期限：7月15日(金)】	公益財団法人 とくしま未来健康づくり機構	8:00～10:00 ※この時間の範囲内で個人毎に 受付時間をご案内します。
令和4年9月3日(土) 【申し込み期限：8月12日(金)】	公益財団法人 とくしま未来健康づくり機構	8:00～10:00 ※この時間の範囲内で個人毎に 受付時間をご案内します。
令和4年10月8日(土) 【申し込み期限：9月9日(金)】	公益財団法人 とくしま未来健康づくり機構	8:00～10:00 ※この時間の範囲内で個人毎に 受付時間をご案内します。
令和4年10月18日(火) 【申し込み期限：9月22日(木)】 ※村内開催なので、期限までに申し込みできなくても受診はできません。その場合は、事前に問診票をお渡しできないことがありますので、ご了承ください。	佐那河内村農業振興センター 特定健診・肺がん・大腸がん 乳がん・前立腺がん・肝炎検査 頸部・腹部エコー検査のみ実施	8:30～11:00
令和4年11月5日(土) 【申し込み期限：10月14日(金)】	公益財団法人 とくしま未来健康づくり機構	8:00～10:00 ※この時間の範囲内で個人毎に 受付時間をご案内します。
令和4年12月1日(木) 【申し込み期限：11月10日(木)】 ※村内開催なので、期限までに申し込みできなくても受診はできません。その場合は、事前に問診票をお渡しできないことがありますので、ご了承ください。	佐那河内村農業振興センター 頸部・腹部エコー検査は実施 しないのでご注意ください。	8:30～11:00 ※子宮がんおよび骨密度検査 は9:30～11:00

※6月から11月までのとくしま未来健康づくり機構で行うがん検診では、各月予約枠15人（先着順）で実施します。なお、とくしま未来健康づくり機構におけるオプション項目【頸部エコー検査：負担金3,300円・腹部エコー検査：負担金5,500円】を追加できます。ご希望の人は、がん検診予約時にお申し出ください。

※10月の農振センターで行うがん検診で、完全予約制、先着20人限定でオプション項目【頸部・腹部エコー検査：負担金8,800円】ができます。ご希望の人は、お早めにお申し込みください。

●がん検診内容および負担金（集団健診）

検診内容	対象者	負担金
胃がん検診 (バリウム検査)	40歳以上の村民 ※令和4年度に胃内視鏡検診を受診した人は受診できません。	500円
肺がん検診	40歳以上の村民（65歳以上の人は結核検診を含みます）	100円
喀痰検査	肺がん検診受診者で、肺がんの危険性が高いと認められた村民	300円
大腸がん検診	40歳以上の村民	300円
肝炎ウイルス 検査	①令和4年度において満40歳となる村民 （昭和57年4月1日～昭和58年3月31日生まれの人） ②平成14年度から令和3年度までの間に、肝炎ウイルス検査 の対象者であって、受診の機会を逸した村民	300円
前立腺がん検診	50歳以上の村民（男性のみ）	1,000円
骨密度検査	40歳以上の村民	400円
(婦人科検診) 子宮がん検診	20歳以上の村民（女性のみ） ※2年に1回の受診が標準です。原則として、令和3年度に受診された人は、令和5 年度に検診を受けてくださるようお願いいたします。	400円
(婦人科検診) 乳がん検診	40歳以上の村民（女性のみ） ※2年に1回の受診が標準です。原則として、令和3年度に受診された人は、令和5 年度に検診を受けてくださるようお願いいたします。	1,000円

※生活保護受給者の人は、負担金は無料です。

※12月1日(木)の村内で行う検診では、**歯科健診および口腔がん検診も行います。** 歯科健診および口腔がん検診の負担金は無料なので、この機会にぜひ受診してください。

※**特定健診受診券をお持ちの人は、がん検診と同時実施できます。** ご希望の人は、がん検診予約時にお申し出ください。なお、6月に行われる特定健診については、受診券が手元に届いていないので、国民健康保険証と負担金1,000円を持参してください。

【胃内視鏡検診について】

胃内視鏡検診を指定医療機関（個別医療機関）において、令和4年6月1日から令和5年2月28日まで随時実施します。検診希望者は、検診に必要な書類などを送付するため、事前に健康福祉課保健衛生係へお申し込みお問い合わせください。

検診内容	対象者	負担金
胃内視鏡検診	50歳以上の村民 ※2年に1回の受診となります。令和3年度に胃内視鏡検診を受診された人は、令和5年度に検診を受けてくださるようお願いいたします。 ご了承ください。	4,100円

国民健康保険の加入・脱退の手続きについて

次の場合、国民健康保険異動届を健康福祉課まで提出する必要があります。

※国民健康保険の加入・脱退については、自動で健康保険が切り替わりません。

1 国民健康保険に加入する場合

- ・職場の健康保険などをやめた
- ・他の市町村から転入してきた
- ・子どもが生まれた
- ・生活保護を受けなくなった など

国民健康保険加入の申請が必要になります。

➔届出が遅れると、被保険者になった月までさかのぼって保険税を支払うことになったり、保険証がない期間の支払は、やむを得ない場合を除いて全額自己負担になる場合があります。

2 国民健康保険をやめる場合

- ・職場の健康保険に加入した
- ・他の市町村へ転出する
- ・被保険者が死亡した
- ・生活保護を受け始めた など

国民健康保険脱退の申請が必要になります。

➔届出が遅れると、保険税が二重払いになったり、資格喪失後の被保険者証で診療を受けた場合、後で返還していただく場合があります。

届出に必要なものについては村のホームページにて記載しています。
ご不明な点がございましたら健康福祉課国民健康保険係までお問い合わせください。

令和4年度 高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種の実施について

令和4年度の高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種を次の高齢者を対象に、公費（一部負担あり）で実施します。



1 対象者

- 令和4年度に次の年齢となる人
(65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳)
- 接種日において、60歳～65歳未満の人で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する人
- 過去に肺炎球菌ワクチンの接種を受けていない人

※過去に肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことがある人は、定期接種対象外となるため、この接種費用の助成を受けることができません。

2 期 間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

3 接種回数 1回

4 実施方法 村が指定する医療機関において個別接種（医療機関名簿は郵送します）

5 料 金 一人1回4,000円（接種した医療機関窓口でお支払いください）

6 申込み方法 対象となる人へ必要書類を郵送します。書類が届いてから村の指定する医療機関へ予約をしていただき、期間内に接種するようにしてください。

7 お問い合わせ 健康福祉課 保健衛生係

令和4年4月1日から 成年年齢が18歳になりました


民法改正により、令和4年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。成年になると親権者の同意なしにさまざまな契約ができるなど、できることが増える一方で、トラブルにまきこまれる事態も心配されています。また、飲酒や喫煙などについては、これまでと変わらず20歳になって許容されます。大人として、正しい情報をふまえて適切に判断し、責任ある行動がとれるようにしましょう。

●成年となる日について

生年月日	民法上成年となる日
平成14年4月2日～平成15年4月1日	令和4年4月1日
平成15年4月2日～平成16年4月1日	令和4年4月1日
平成16年4月2日以降	18歳の誕生日



●成年になって「できること」と「できないこと」について

18歳（成年）になったらできること	20歳にならないとできないこと （これまでと変わらないこと）
<ul style="list-style-type: none">◆契約 親権者の同意が不要<ul style="list-style-type: none">・携帯電話の契約 ・ローンを組む・クレジットカードをつくる・一人暮らしの部屋を借りる など◆10年有効のパスポートを取得する◆結婚 女性の結婚可能年齢が16歳から18歳に引き上げられ、男女とも18歳に。 など <p>※普通自動車免許の取得は従来同様「18歳以上」で取得可能</p>	<ul style="list-style-type: none">◆飲酒をする◆喫煙をする◆大型・中型自動車運転免許の取得 など 

●令和4年度以降の「成人式」について

18歳を対象とした場合、対象者の多くは高校3年生であり、受検・進学や就職準備などと重なり精神的・経済的にも負担が大きくなることや、飲酒・喫煙などは現行どおり20歳になって許容されることから、20歳が引き続き重要な節目となることを考慮し、本村では対象年齢はこれまでどおり20歳とし、「二十歳のつどい記念式典（仮称）」を開催します。本年度の式典（令和5年1月2日開催予定）は、平成14年4月2日～平成15年4月1日生まれのみなさんが対象です。

※本年度成年になるみなさんには、3月に個別に案内文を送付しています。



- 佐那河内村立図書館（農振センター3階）
- 開館時間 / 平日 9:00～12:00 13:00～17:00
- 閉館日 / 土・日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）
- お問い合わせ 教育委員会 図書館担当

図書館の利用方法変更のお知らせ

令和4年4月より、新体制で村立図書館の運営を行うこととなりました。それに伴い、村立図書館の利用方法を次のように変更させていただきます。

ご不便をおかけすることもあるかと存じますが、みなさまに喜ばれる図書館を目指してまいりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。



オレンジ色が目印です！



本の借り方	貸出手続きは、農振センター1階『社会福祉協議会』で行います。 借りたい本と利用カードを社会福祉協議会の職員までお渡してください。
本の返し方	農振センター1階入口に写真のような『ブックポスト』を設置しています。 村立図書館で借りた本は、貸出期間内にポストに入れてご返却ください。
利用者登録	図書館内に設置している使用申請書に必要事項を記入し、農振センター1階『社会福祉協議会の職員』へご提出ください。

さなごうちスポーツクラブ案内

5月

村民体育館

卓球 | バドミントン※
19:30～21:00 | 20:00～22:00

※印の種目は活動費が必要です。

- ・参加される人でスポーツクラブ未加入の人は、事前に事務局で参加申し込み・スポーツ保険加入の手続きをしてください。
- ・日程は変更する場合があります。
- ・状況により会場を変更する場合があります。

お問い合わせ

さなごうちスポーツクラブ事務局
電話050-2024-5825

状況により中止になる可能性があります。

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	卓球	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31	卓球			

新型コロナウイルス感染症に関連した人権侵害の防止について

オミクロン株の流行により子どもへの感染が増加しています。3月末現在、県内の感染者数は落ち着きを取り戻しつつありますが、新型コロナウイルスには、いつ、誰が感染してもおかしくありません。

自分がされたら嫌なことは人にもしないという気持ちで、コロナ差別を許さず、思いやりをもって行動しましょう。

3月に、小中学生のみなさんに向けて、新型コロナウイルス感染症に関連した人権侵害防止の啓発チラシを、マスクや除菌アルコールスプレーとともに配布しました。

役場の窓口でも配布していますので、ご覧いただき、考える機会にさせていただけると幸いです。

佐那河内村人権教育研究協議会・佐那河内村教育委員会

駐在所だより

4月1日～「交通事故証明書」の申請手数料 600円→800円

還付金詐欺にご注意を!!

先月徳島県内において「保険金の還付金がある」などと電話が掛かり、ATMへ誘い出して現金がだまし取られる被害が起きています。

不審な電話や通知があれば、警察に相談してください。



昨年度と同様に転勤も無く引き続き勤務して参りますので、ご用件のある人はお気軽に駐在所にお立ち寄りください。また、みなさんのお宅付近を巡回していますのでご用件のある人は手を振ってお声をお掛けください。

渡辺 孝 ● 駐在所 (電話679-2110)

徳島スマートドライバーセーフティラリー 2021

チオピタドリンク 50本 当選おめでとうございます!



▲丸田 河野義範さん・樫原英子さんチーム

●松下自動車 松下秀治さん・松下絹代さんチーム
ボンカレー 30箱 当選おめでとうございます!

とくしま移住コーディネーターに認定されました！

移住担当の柏木と酒井は、移住者と地域住民のつなぎ役として安心して相談するために必要なスキルと知識を持つ者としてとくしま移住コーディネーター認定証を取得しました。

今後私たちは、市町村と連携し移住者の悩み、地域住民とのトラブルなどにきめ細かく対応するとともに、移住者と地域住民の円滑な交流を支援し、移住者の増加、移住後の定住支援を行っていきます。



移住パンフレット作成しました！！

移住パンフレット『さなごうちの暮らし心地』を作成しました。村の魅力、暮らし心地の良さなど、移住を検討されている人へ伝えたい情報をふんだんに盛り込んだ冊子となっています。

年々人口は減りつつありますが、移住者を受け入れることで村が培ってきたコミュニティも維持されます。

佐那河内村がいつまでも住み継がれていけるよう、一般財団法人さなごうちでは移住支援、地域の魅力発信を行っていきます。



石南ひまわり句会

一月十七日 農振センター

冬天や完熟すだちの揺れにけり

後藤 志郎

冗談の通じる友よ年始め

西尾 武義

雪花に風車ぶんぶんうなりおり

内藤 昭文

凍る葉の陽を受けてより^{もた}黙を解く

安喜 律子

どの部屋も景色それぞれ初暦

丸野 幸枝

成人式一年遅れて晴衣きて

尾山 光雄

風吹いて乱る手製の松飾り

田口 寛子

首ながく日向ぼこする水鳥よ

高橋 仁美

北風に滑空せしやしらさぎの鳥

坂田 小夜



読み合い朗読会 「伝えたい村の話」 佐那河内村史から

●73回は水田の開発を読み合いました。村史には「稲作で一番の苦労は水の確保である。先人は、あらゆる努力をした。」と明記されています。●努力された事。明治の頃。「ひでり」になって水が少なくなると、みんなで用水の水漏れを直したり、川底を掘って水を溜め、汲みあげたり。例えば井尻水揃二寸、水が用水に二寸（6センチ）溜まったら、順番に田に水を入れていく決まり。水番がいて夜通し配水をしていくのでした。●「水ききんと雨乞い」 明治27年に、田植え前から90日以上7月になっても降雨なく、稲の植え付けどころか枯死となり、その面積58町（174000坪）以上。そこで、柴を一人40貫目（150キロ）刈り取って、旭日が丸にて13000貫（49000キロ）焚火を執行。その翌日には烏帽子ヶ丸にて15000貫（56000キロ）を焚火。なんと10日後に大雨が来た!!! しか

し田んぼはすでに亀裂が生じており、杵棒で搗き崩壊を防ぎ、田に漸く灌水。喜びは最高潮だったことでしょう！ このヒデリは昭和13年10月から翌年14年7月までにも起こり、田畑の作物は大被害を受け、北山・北の宮淵にて昼夜4日の雨乞い祈祷が行われました。昭和19年にもヒデリが起こり、午前5時から天一神社と法蔵寺、7時から大宮神社と青蓮寺、11時から宮前神社と長願寺、村を上げて雨乞い祈祷を執行されたようです。●幾多の困難があっても乗り越えて、今の田畑があるのですね。 ツリーベルズ 鈴木 昇・恵子

第74回読み合い朗読会：5月2日(月) 19:30~20:30
場 所：農振センター 1階
お問い合わせ：鈴木 (090-2156-7935)

(古いけれど新しい感動の本です。どうぞ一緒に。ご参加ください。)

さなごうちスポーツクラブ 事務所移転のお知らせ

この度、さなごうちスポーツクラブの事務所が旧役場より中央運動公園管理棟 1F に移転となりました。ご用の際は、新事務所の方へお越しください。

- 住所 ■ 佐那河内村上字南浦12外
さなごうち中央運動公園管理棟 1F
- 電話 ■ 050-2024-5825

※不在の場合があるのでご注意ください。



佐那河内村地域包括支援センターだより 4月号

地域包括支援センターでは、明るく健やかな生活が続けられるように介護予防教室を開催しています。楽しく身体を動かして交流を楽しみましょう。みなさまの参加をお待ちしています。

教室名	日 時	会 場
健康料理教室	4月26日(火) 10:00~12:00	農振センター
いきいき体操教室	4月25日(月) 13:30~15:30	農振センター
脳若トレーニング教室	5月13日(金) 10:00~11:00	農振センター

※感染症予防対策のため、マスクの着用、検温の実施、手指消毒にご協力ください。感染症の拡大状況によっては、開催を中止することもあります。
※日程などに変更がある場合は村内放送でお知らせします。

佐那河内村地域包括支援センター

■ 場所：特別養護老人ホーム 健祥会ハイジ内 ■ 電話：679-3383 ■ 担当：佐々木・加藤

3/11(金) 学童 6年生 お別れ会

本年度、学童では3人が卒業しました。お別れ会はコロナ対策のため、屋外で行いました。村長からお話、卒業生へ記念品の贈呈、6年生からあいさつ、在校生の代表者から6年生との思い出や感謝の言葉を贈りました。

その後は、ふうせんくじ当てをしてみんなで盛り上がりました。

短時間での開催でしたが、6年生と最後に楽しい時間が過ごせ笑顔で送り出すことができました。また一回り成長した中学生になり学童にも顔を出してほしいです。



訪問理・美容サービス事業

理容院または美容院に向くことが困難な在宅の人が自宅で手軽に散髪などのサービスを受けやすくするために、理美容師の出張費を負担します。

対象者

- 介護保険の「要介護3～5」の認定を受けている人
- 身体障害者手帳1・2級の交付を受けている人
- 療育手帳A判定の交付を受けている人
- 難病の患者に対する医療などの法律で難病の認定を受けた人
- 地域ケア会議で必要と認められた人

対象外

- 同居している人が送迎できる人
- 令和3年度までに村民税などの滞納がある人

利用料など

- 利用料などに係る費用は自己負担
- 訪問に要する費用を村社会福祉協議会が負担（1回2,000円以内、年間6回まで）

申請方法

対象となる人は、申請書に利用料と訪問に要した費用の領収書を添付のうえ、担当民生委員の証明をもらって提出してください。



●善意銀行だより●

●森岡 美枝様 … 金一封

預託金は、社会福祉のために役立ててくださいと寄せられたものです。善意による預託金を活用し、地域福祉事業などの推進のため、有意義に活用させていただきます。ありがとうございました。



月	日	曜日	行事名	場所	時間	備考
4月	19日	火	可燃ごみ、古紙などの収集	追上駐車場	11:00～翌11:00	
			乳幼児相談 対象：乳児とその保護者	農振センター 2階 大和室	10:00～10:30 (受付)	【持参物】 母子健康手帳、子どもノート、バスタオル
			1歳6か月・3歳児健診 対象：1歳6か月・3歳児とその保護者	農振センター 2階 大和室	12:50～13:10 (受付)	【持参物】 母子健康手帳、子どもノート、バスタオル、アンケート、尿（3歳児のみ）
	25日	月	いきいき体操教室 対象：医師から運動制限を受けていない人	農振センター 1階 大会議室	13:30～15:30	【持参物】 運動しやすい服装、水筒など ※マスクの着用にご協力ください ※新型コロナウイルスの影響により、中止になる可能性があります。ご了承ください。
	26日	火	健康料理教室 対象：健康づくりに関心のある人	農振センター 1階 大会議室 ほか	10:00～12:00	【持参物】 材料代200円、エプロン ※定員8人 ※マスクの着用にご協力ください ※新型コロナウイルスの影響により、中止になる可能性があります。ご了承ください。
			可燃ごみ、古紙などの収集	追上駐車場	11:00～翌11:00	5月3日～5月4日の収集はお休みになります。
5月	9日	月	心配ごと相談、行政相談、人権擁護相談、特別相談	農振センター 1階 大会議室	9:00～12:00	
	10日	火	可燃ごみ、古紙などの収集	追上駐車場	11:00～翌11:00	
	13日	金	脳若トレーニング教室 対象：65歳以上の人	農振センター 1階 大会議室	10:00～11:00	※マスクの着用にご協力ください ※新型コロナウイルスの影響により、中止になる可能性があります。ご了承ください。

広報

人のうごき

(敬称略)

個人情報に関する内容のため削除しています



*エクステリア工事
カーポート・門扉・駐車場
フェンスアルミ製品一式
*土木工事、建築基礎、左官

イタリアisoplam社の【マイクロオーバーレイ】
認定施工店です。

有害化学物質非含有の【リポール式防水】
改修やリフォームに。安心、安全な防水材料

100%自然素材塗り壁材【深呼吸】

抗菌・有害物質分解・調湿・消臭などの優れた効果
アトピー、喘息、化学物質過敏症でお悩みの方



株)岡本組



okamoto.gumi



佐那河内村 岡本組

(株)岡本組

佐那河内村上字宮前42-13

☎679-3660/FAX679-3661



子どもたちに
誇れるしごとを。

SHIMIZU CORPORATION
清水建設

企業・個人事業者のみなさま

令和4年度
広報さなごうち・HPの



広告主
募集中

日本瓦・洋風瓦・各種瓦、屋根工事施工
屋根・瓦の事ならお任せ下さい

山田瓦工業

TEL. 088-679-3289

健康づくりの会(食生活改善推進員)のおすすめレシピ

しあわせごはん

No.157 菜の花とカニカマの
ごま和え



栄養成分

エネルギー	51kcal	炭水化物	5.0g
タンパク質	2.0g	塩分	0.4g
脂質	2.3g		

●材料(4人分)

菜の花	200g
カニカマ	40g
だし醤油	大1
すりごま	大1



●作り方

- ①菜の花を1分程度ゆで、さっと水にさらし、しぼる。
- ②カニカマと①を3cmに切りほぐし、調味料とすりごまを加え、和える。

●ポイント

1. 菜の花はビタミンA、C、B1、B2、葉酸、Ca、鉄を含み体の抵抗力を高め風邪・貧血予防が期待できます。

発行/佐那河内村役場 〒771-4195 徳島県名東郡佐那河内村下字西ノハナ31番地 TEL.088-679-2111(代) FAX.088-679-2125
https://www.vill.sanagochi.lg.jp E-mail kikaku@sanagochi.i-tokushima.jp 印刷/徳島県教育印刷(株)